

植物検疫に関する研究会において検討すべき論点について（事務局素案）

植物防疫課

1. ものの流れや人的交流の活発化に伴って病害虫の侵入の危険性も高まっていると考えられるが、このような中で、重要病害虫の侵入を防止するため、病害虫が我が国に侵入した場合のリスクに応じ、今まで以上にメリハリを付けた植物検疫を実施することが必要ではないか。

このためには、従来以上に用途（例：種苗用、生食用等）や輸入形態等（例：航空機による迅速な輸入、冷凍輸入、これまでの検査実績等）に応じたりスクも考慮した植物検疫措置を行うことが重要ではないか。

また、我が国の検疫有害動植物のあり方について、どのように考えればよいか。

2. 食の安全・安心に配慮する観点からの植物検疫はどうあるべきと考えればよいか。

- 食の安全・安心の観点からは、特に生食用に対する農薬によるくん蒸はできるだけ行わない方が望ましいが、一方、新たな病害虫が侵入した場合、当該病害虫の防除を実施する必要が生じることから、我が国での農薬使用の増加要因となる。 -

3. 植物をはじめとする大量の貨物の輸入や人的交流が活発化する中では、植物検疫措置により、新たな病害虫の侵入をすべからく「完全に阻止」することは、過去の例を見ても限界があると考えるべきではないか。そうであるとすれば、絶対に侵入を許さない病害虫に対する措置（輸入禁止対象病害虫）に加え、輸出地での検査や海外の病害虫情報を国内での検疫に的確に反映させる取組を強化すべきではないか。

4. 通関・検疫業務の24時間化・365日化に対する要望が強いこと等を踏まえ、植物防疫所の体制整備に一層努める必要があるのではないか。

5. 植物防疫所では、新たに未承認遺伝子組換え生物が混入して輸入されるおそれが高い場合などを対象に、混入の有無等を検査する業務を担うこととしているが、このような新たな業務に対し、今後どのような対応を行うべきと考えればよいか。